

大利根町公民館 東側の「有価物置場」について

入口の看板を良く見て下さい。「(限定) 有価物置場」ですよ!!

「ごみ置き場」でも「廃棄物置場」でも無いので!

日頃、ごみの分別廃棄等にご協力いただいている方は ありがとうございます。

さて、一般的に、名称により対象物をイメージされていると思います。間違った名称では、間違った対応になることは、容易に想像できます。しかも、置場の看板に明記していても、思い込みのため、無視した状態となっているのでしょう!?

★回収対象:ダンボール、新聞、雑誌·古紙、牛乳パック、古着等

この回収対象は、前橋市のホームページに記載の有価物集団回収の対象から、<u>紙類以外</u> は、古着等に限定させて頂いています。(昨年度もホームページを見て、有価物置場に置い て何が悪いと言う人がいました。未だに)

(平成23年開始以来の、有価物の出し方・仕分けの問題で、現状となっています)

今一度、名称と看板や回覧をご確認ください。 (南町の住所の段ボール箱もあり、越境されて不法投棄状態もあります。公民館が不在の時を狙って業者と思われる車で昼休みや夕方、夜に置いて行くこともありました)

★「有価物置場」に出せないものは、燃えるごみ・不燃ごみ・資源ごみに出すなど、分別廃棄をお 願いします。

(1) 古着等について

出せるもの	・布製の衣類
出せ無いもの	・布製では無いもの
	・状態の悪いもの(汚れがひどい、悪臭、破れている)
	・綿が入っているもの
	・布団類、シーツ、毛布、カーテン
	・カーペット、ぬいぐるみ

(2)その他、出せないもの

★「出せる」と記載のもの以外は出せません。

【過去 NG 品(例)】 サンダル、靴、カバン、バック、ゴルフボール、テニスボール、 野球ボール、電気調理器、金属の網、オーディオアンプ、オーディオケーブル、 スピーカー、ラジカセ、ドライヤー、スプレー缶、電池、消火器、洗濯干し、貯金 箱、自転車用空気入れ、壁紙、玉ねぎの皮